



三重県公報

平成24年11月29日（木）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	条 例		
62	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建 築 開 発 課)	2

公布された条例のあらまし

◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 62 号）

- 1 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に鑑み、手数料についての規定を整備することとした。
- 2 この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行の日から施行することとした。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十四年十一月二十九日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第六十二号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「別表第十八」を「別表第二十」に改める。

別表第一 第三百五十五号の七の項の次に次のように加える。

二百五十五の八	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第十条第四項（同法第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく集約都市開発事業計画の通知に対する審査	集約都市開発事業計画に係る計画通知手数料	別表第十一に定める金額（通知に係る建築物が建築基準法第六条第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四に定める金額を加算した金額）
二百五十五の九	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十三条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	別表第十八に定める金額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四に定める金額を加算した金額）を加算した金額）
二百五十五の十	都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	別表第十九に定める金額（都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項に

	更 の 認 定 の 申 請 に 対 す る 審 査	おいて準用する同法第五十四条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第六条第五項の構造計算適合性判定を求めなければならないものである場合にあっては、建築物ごとに、別表第十四に定める金額を加算した金額）を加算した金額）
--	--	---

別表第十八を別表第二十とし、別表第十七の次に次の二表を加える。

別表第十八（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画認定申請手数料）

区分		一件当たりの手数料の金額	
		申請に係る低炭素建築物新築等計画が、知事が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅		五千元	三万六千八百円
共同住宅等	住 分 部	一棟の申請戸数が一戸のもの	三万六千八百円
		一棟の申請戸数が一戸を超え五戸以下のもの	七万四千五百円
		一棟の申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十万四千八百円
		一棟の申請戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	十四万七千五百円

共 用 部 分	一棟の申請戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	四万八千四百円	二十一万九千九百円
	一棟の申請戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	八万六千八百円	三十万三千八百円
	一棟の申請戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	十三万七千四百円	四十一万五千五百円
	一棟の申請戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十七万三千六百円	五十二万九千六百円
	一棟の申請戸数が三百戸を超えるもの	十八万五千百円	六十三万三千六百円
	床面積が三百平方メートル以内のもの	一万百円	十一万七千九百円
	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万八千九百円	十九万四千五百円
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万六千八百円	三十万三千円
	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十三万七千四百円	三十八万九千九百円
	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十七万三千六百円	四十六万五千五百円
	床面積が二万五千平方メートル	二十一万七千円	五十四万七千七百円

		を超えるもの		
非住宅建築物		床面積が三百平方メートル以内のもの	一万百円	二十六万四千四百円
		床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	二万八千九百円	四十一万五千百円
		床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	八万六千八百円	五十九万九百円
		床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	十三万七千四百円	七十二万四千七百円
		床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十七万三千六百円	八十五万四千二百円
		床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	二十一万七千円	九十七万五千円
		備考		
一 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。 二 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 三 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 四 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。 五 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。 六 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。 イ 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金				

額	
ロ	共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
七	複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、イ及びニの金額の合計額又はロ、ハ及びニの金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
イ	一戸建ての住宅の手数料の金額
ロ	複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
ハ	複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
ニ	複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
八	複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

別表第十九（都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料）

区分			一件当たりの手数料の金額	
			申請に係る低炭素建築物新築等計画が、知事が別に定める機関により都市の低炭素化の促進に関する法律第十五条第二項において準用する同法第五十四条第一項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅			三千円	一万八千九百円
共同住宅等	住戸部分	一棟の申請戸数が一戸のもの	三千円	一万八千九百円
		一棟の申請戸数が一戸を超え五戸以下のもの	六千円	三万八千二百円
		一棟の申請戸数	一万四五百円	五万四千五百円

		が五戸を超え十戸以下のもの		
		一棟の申請戸数が十戸を超え二十五戸以下のもの	一万七千三百円	七万六千六百円
		一棟の申請戸数が二十五戸を超え五十戸以下のもの	二万九千円	十一万八千円
		一棟の申請戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	五万二千元	十六万五千円
		一棟の申請戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	八万二千四百円	二十一万九千五百円
		一棟の申請戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	十万四千円	二十八万七千円
		一棟の申請戸数が三百戸を超えるもの	十一万千円	三十三万五千三百円
	共用部分	床面積が三百平方メートル以内のもの	六千円	五万九千九百円
		床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千三百円	十万円
		床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万二千元	十六万二千元
		床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万二千四百円	二十万八千三百円
		床面積が一万平方メートルを超えるもの	十万四千円	二十四万九千九百円

		方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの		
		床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十三万二百円	一十九万二千五百円
非住宅建築物	床面積が三百平方メートル以内のもの	六千円		十三万二千二百円
	床面積が三百平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの	一万七千三百円		一十一万四千円
	床面積が二千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの	五万二千円		三十万四千円
	床面積が五千平方メートルを超え一万平方メートル以内のもの	八万二千四百円		三十七万六千円
	床面積が一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内のもの	十万四千円		四十四万四千四百円
	床面積が二万五千平方メートルを超えるもの	十三万二百円		五十万九千二百円
備考				
一 この表において「一戸建ての住宅」とは、住戸部分以外の部分を有しない一戸の住宅をいう。 二 この表において「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅であつて、住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有しないものをいう。 三 この表において「住戸部分」とは、人の居住の用に供する部分をいう。 四 この表において「共用部分」とは、共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。				

- 五 この表において「非住宅建築物」とは、住戸部分を有しない建築物をいう。
- 六 共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合又は共同住宅等の住戸部分及び共同住宅等の建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、次に掲げる手数料の金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- イ 共同住宅等の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ロ 共同住宅等の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- 七 複合建築物（住戸部分及び住戸部分以外の部分（共用部分を除く。）を有する建築物をいう。以下この号及び次号において同じ。）について、当該建築物全体の認定申請をする場合又は当該建築物の住戸部分及び当該建築物全体の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、イ及びロの金額の合計額又はロ、ハ及びロの金額の合計額とする。この場合において、この表中「申請戸数」とあるのは、「総戸数」と読み替えるものとする。
- イ 一戸建ての住宅の手数料の金額
- ロ 複合建築物の住戸部分の総戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額
- ハ 複合建築物の共用部分の床面積に応じた共同住宅等の共用部分の手数料の金額
- ニ 複合建築物の住戸部分及び共用部分以外の部分の床面積に応じた非住宅建築物の手数料の金額
- 八 複合建築物について、当該建築物の住戸部分の認定申請をする場合の手数料の金額は、当該建築物の形態に応じて、一戸建ての住宅の手数料の金額又は認定申請をする住戸部分の戸数に応じた共同住宅等の住戸部分の手数料の金額とする。

附 則

この条例は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）の施行の日から施行する。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
